



2022年10月改訂版

2022年10月1日

人事総務部 人事室

育児休業についてのご案内

□ 育児休業(育休)って？

育児休業(育休)は、養育中のお子さまが1歳半になるまでの間、休業期間を設けることができる制度です。

育休を取得することで・・・

- ☆パパ、ママとしての大切な時間を確保し、夫婦で協力して育児に取り組める！
- ☆夫婦でお互いに育休を取得することで、子育てとキャリアを両立できる！
- ☆社会保険料制度を利用することで、育休中もお金のサポートを受けられる！



ワクワク・ライフ・バランス！

トヨタは、積極的な育休の取得を推進しています。

□ トヨタの育休制度

1. 育児休業

☆ 国の制度よりも手あつくサポート ☆

取得できる人	従業員(派遣社員を除く) ※期間従業員の方は申出時点で、お子さまの1歳半の誕生日までに退職する予定がない場合に取得できます
対象期間	お子さまの1歳半の誕生日の前日まで ※保育所等に入所できない等の理由がある場合、 お子さまの2歳の誕生日の前日まで取得可能です (法定:お子さまの1歳の誕生日の前日まで)
申出期限	育休開始日の1か月前まで
分割取得	対象期間中、2回まで分割して取得できます

「男のくせに・・・」はハラスメント！

2. 産後パパ育休(出生時育児休業)

「もっと小分けに取得したい・・・」「産後に少しだけ育休をとってみたい！」

取得できる人	男性従業員(派遣社員を除く) ※期間従業員の方は申出時点で、お子さまの出生後8週間+6カ月が経過するまでに退職する予定がない場合に取得できます
対象期間	お子さまの生後8週間までの間に8週間(56日)まで (法定:8週間以内に4週間まで)
申出期限	産後パパ育休開始日の2週間前まで
分割取得	対象期間中、2回まで分割して取得できます ※初回にまとめて申請が必要です ※1. 育児休業の回数とは別カウントです
休業中の就業	やむを得ない事情がある場合、就業が認められることがあります ※休業の申し出時にあわせて申請が必要です



□ 育休中の社会保障

1. 育児休業給付

育児休業を取得し、受給資格を満たしていれば、
休業前の賃金の67%（180日経過後は50%）の育児休業給付を国から受けとることができます。
※トヨタでの勤務期間が最低1年以上ないと、受け取ることができません。くわしくは人事総務部までご確認ください

2. 育児休業期間中の社会保険料の免除

以下の条件を満たしていれば、対象月の給与の社会保険料が免除されます。

➤ 月々の給与

月の末日が育児休業期間内である、または、育児開始月内に復職する場合で、育児期間が14日以上

1・2を合わせると、月々の手取り賃金は育休前の8割程度に！

➤ 賞与・協力金

月の末日に育児休業期間内であり、かつ、連続して1か月を超える期間、育児を取得する

□ その他制度

子育て支援は、育休以外にも！

時間外労働の免除	お子さまが小学校に入学するまで、時間外労働の免除を受けられます。
深夜業の制限	お子さまが小学校に入学するまで、深夜(午後10時～午前5時)の就業の免除を受けられます。
子の看護休暇 (特別無休)	お子さまが小学校に入学するまで、病気やケガをした子の看護や通院のための休暇を取ることができます。(時間単位も可)
短時間勤務制度	小学校3年までのお子さまがいらっしゃる方は、1日の労働時間を6または7時間に短縮することができます。

※これらの制度については就業諸規則に定めがあります。ご利用の際は、人事総務部へご相談ください。

トヨタでは、育児休業の申出・取得したことを理由として不利益な扱いをすることはありません。
また、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント行為を許しません。



お問い合わせ先	
人事総務部 人事室	室長 西尾 (71-4991)
	担当 西川 (71-3277)

